



自転車乗車用ヘルメット購入で

2,000円を補助します!!

申請期間

令和7年5月1日(木) から 令和8年2月20日(金) まで

※予算額に達した場合は、予定より早く終了することがあります。

補助対象

- ・申請時に申請者と利用者が **市内在住**
- ・令和7年4月1日(火)以降に購入したヘルメット
- ・SGマークなどの安全基準を満たす **税込2,000円以上** のヘルメット
- ・インターネット購入も対象
- ・令和6年度に利用者として補助金の交付を受けた方は **対象外**

事業詳細

詳しくは **市ホームページ**へ ▶▶▶

船橋市 自転車 ヘルメット 補助金

検索



＼ 自転車乗車時は必ずヘルメットをかぶろう ／

千葉県内で令和6年上半年に自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の、約6割が頭部に致命傷を負っています。

＼ 自転車保険に加入しよう ／

千葉県では自転車保険への加入が義務化されています。

申請方法

オンラインでの申請 ▶▶▶ 市ホームページからアクセス

窓口での申請 ▶▶▶ 船橋市役所別館1階 自転車ヘルメット専用窓口にお越しください。
※窓口での申請の場合は、必ず認印をご持参ください。

郵送での申請 ▶▶▶ 〒273-8501 船橋市市民安全推進課自転車ヘルメット担当 宛に郵送

必要書類

① 申請書 ※インターネットからの申請の場合は不要

窓口や郵送での申請の場合は、申請書に押印が必要です。

申請書は、5月1日以降に専用窓口や出張所・連絡所・船橋駅前総合窓口センターで配布します。
市ホームページからダウンロードして印刷することもできます。

② 申請者と利用者の氏名・住所・生年月日が確認できる、公的機関が発行したものの
証明書は有効期限内のものに限りします。

例 ▶▶▶ マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)

③ 購入日、購入金額がわかるもの

例 ▶▶▶ 領収書、レシート、購入履歴のスクリーンショット(インターネット購入の場合)

④ 自転車ヘルメットの安全基準の認証がわかるもの

例 ▶▶▶ ヘルメットについている安全認証シールの写真

SGマーク、JCFマーク、CEマーク(EN1078)、GSマーク、CPSCマーク(CPSC1203)の5種類の安全基準のうち、どれかを満たしている自転車乗車用ヘルメットが補助の対象です。

通販サイトの商品詳細画面や購入明細画面は、「安全基準の認証がわかるもの」には利用できません。

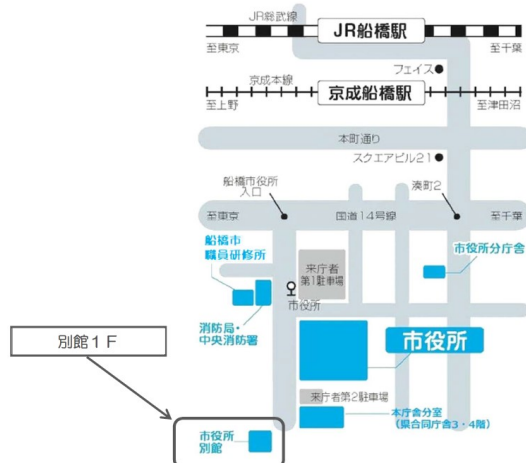
⑤ 申請者の振込先金融機関名、支店名(支店番号)、口座番号・名義が確認できるもの
振込先の口座は申請者の名義のものに限りします。

例 ▶▶▶ 通帳(ゆうちょ銀行は通帳の見開きページ)、キャッシュカード、Web通帳のスクリーンショット

専用窓口

船橋市役所 別館1階

平日(土日祝・年末年始を除く) 午前9時から午後5時



安全のために
ヘルメットを
かぶろう！

